

松本市立病院 入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業者選定要領

松本市立病院（以下「病院」という。）では、入院患者を対象にした入院時用品のレンタル・提供システム（以下「システム」という。）を病院施設（市有財産）内にて実施する事業者（以下「運営事業者」という。）を次のとおり選定します。

1 対象業務

- (1) 事業名：松本市立病院入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業
- (2) 場 所：長野県松本市波田 4 4 1 7 番地 1 8 0

2 契約期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。

以後双方に異議がない場合は 1 年ごとの延長を可能とし、4 回まで随意契約による更新ができるものとする。なおこの間に病院が移転した場合はそれまでとする。

3 目的

入院患者が必要とする「リネン類・紙おむつ類・各種日用消耗品」について、洗濯の必要なりネン類をレンタルとし、入院生活に必要な紙おむつ類・各種日用消耗品の提供をすることで、ご家族の労力負担の軽減、院内での衛生管理の徹底、また病院職員の作業軽減を図るため導入するものです。

4 システムサービス内容

別紙「松本市立病院入院時使用物品レンタル・提供システム仕様書」のとおりとします。

5 運営施設概要

- (1) 施設名等
松本市波田 4 4 1 7 番地 1 8 0 松本市立病院
- (2) 敷地面積
1 6, 5 0 0 m²
- (3) 建物面積
延床面積 1 5, 2 2 2 m²
東館 7, 6 5 6 m²
西館 7, 5 6 6 m²
- (4) 建物構造
鉄筋コンクリート造

- (5) 病床数
215床（一般病床 209床、感染症病床 6床）
- (6) 認定事項
日本医療機能評価機構認定病院
救急告示病院など
- (7) 駐車場
現駐車台数 396台駐車可能
第一駐車場 2, 210m² 102台収容可能
第二駐車場 5, 459m² 294台収容可能
- (8) 平均患者数
入院 146人／日
外来 448人／日
（平成28年度統計）
- (9) 診療時間等
受付時間 平日：午前8：15～午前11：30
※診療科により受付時間が異なること、急患はこの限りでないこと
診療時間 平日：午前9：00分～午後5：15
※急患はこの限りでないこと
休診日 土曜、日曜、祝祭日、12月29日～1月3日
- (10) 面会時間
一般 午後2：00～午後8：30
新生児 午後2：00～午後4：00、午後6：00～午後7：00
- (11) 解錠時間
東館1階南側出入口 午前7：30～午後8：00
東館2階正面出入口 午前7：30～午後9：00
- (12) 職員数
常勤職員、非常勤職員併せて約400人

6 選定資格要件

次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 団体の代表者、役員等、団体の運営に関与するものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員又は、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 国税に滞納がないこと。

- (4) 過去5年間に、215床以上の規模を有する病院において、複数年以上同様なシステム運営業務を誠実に履行した実績を有し、病院でのシステム運営業務を円滑に実施できる者であること。
- (5) 松本市の指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きまたは、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマーク付与事業者であること。

7 選定スケジュール

項 目	日 程
募集要領の公表・配布	平成30年1月9日(火)～平成30年1月26日(金)
募集要領等に関わる質問受付	平成30年1月9日(火)～平成30年1月15日(月)
申込書等受付	平成30年1月9日(火)～平成30年1月26日(金)
ヒアリング調査	平成30年1月31日(水) (午後2時～を予定)
選定結果の通知・公表	平成30年2月上旬

8 提出書類

選定を実施するにあたり以下の書類を提出してください。なお病院が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) システム運営に関するもの

- ア 松本市立病院入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業申込書（別紙1）
- イ 利用者提供価格見積書（別紙2）
- ウ 業務実績書（別紙3）
- エ 委任状（別紙4：書類提出名義を代表者から支店長、営業所長等へ委任する場合）
- オ 誓約書（別紙5）
- カ 入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業計画書（様式任意）

計画書に記載すべき事項は下記のとおりとします。なお、それぞれ全て明確に記入することとし、未記入事項があった場合は未提出扱いとします。

① 会社概要

- ・氏名又は名称
- ・代表者名
- ・設立年月日
- ・経歴・沿革
- ・資本金
- ・従業員数
- ・本社所在地

- ・支社・営業所等数
- ・取扱担当予定本支社・営業所

② システム概要

- ・システムの基本的なコンセプト
- ・システム導入までのスケジュール
- ・従業員配置人数及び配置計画
- ・従業員研修体制
- ・従業員接遇研修
- ・リネン類回収、洗濯及び納入計画
- ・日用品類納品計画
- ・おむつ類納品計画
- ・常駐員不在時の対応計画
- ・申込時の対応計画
- ・集金の対応計画
- ・災害時の対応計画
- ・廃棄物処理計画
- ・事故防止・安全対策
- ・利用者の意見等の反映方法
- ・自己評価の実施体制
- ・賠償責任保険
- ・上記項目以外の独自提案（その他特色のある事項）

キ 会社概要等のパンフレット

ク システム運営上リネンサプライ、納品運輸、廃棄物処理等において、協力業者がある場合は、業種ごと予定業者名、担当所の所在地、連絡先等の名簿（別紙6）

ケ システム運営上使用する書類（現状案のものも可）

(2) 各種証明等に関するもの

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書：発行後3か月以内のもの、写し可）

イ 印鑑証明書（代表者の印鑑、法務局へ届け出の実印：発行後3か月以内のもの、写し可）

ウ 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明【納税証明書その3の3】：発行後3か月以内のもの、写し可）

エ 申請に最も近い決算時の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し可）

オ 許認可等を証する書類（委託業者のものを含む）

(3) 提出方法

上記に記載の書類を郵送もしくは直接提出してください。

(4) 提出先

松本市立病院 事務部 総務担当 上條智久

〒390-1401 松本市波田4417番地180

電話：0263-92-3027

(5) 提出締切

平成30年1月26日（金）（15時必着）

9 募集要領に関する質問及び回答等

募集要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年1月9日（火）から1月15日（月）15時まで
- (2) 受付方法 別紙7の様式に必要事項を記載のうえ、FAXで送付してください。
- (3) 回答方法 受付をした全質問に対する回答をFAXにて随時全社に送付します。
- (4) 事前確認 下見は事前にご連絡頂ければ対応します。

10 運営事業者の審査

松本市立病院入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業者選定委員会において、提出書類全てが提出されかつ応募資格要件を満たしたと認められた者の提出書類、及びヒアリング調査により審査を行い総合的に評価します。

11 審査項目

(1) 配点（100点満点）

- ア リネン類・・・10点
- イ オムツ類・・・10点
- ウ 日用消耗品類・・・10点
- エ 運用形態・・・20点
- オ セット価格・・・10点
- カ 行政財産使用料・・・10点
- キ 経営状況・・・5点
- ク レンタル提供システム運営実績・・・10点
- ケ 提携業者・・・5点
- コ その他提案等・・・10点

(2) 無効の申込み

次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とします。

- ア 応募資格のない者が行った申込み
- イ 提出書類全てが提出されたと認められない者
- ウ 申込期間内に申込みしなかったもの
- エ 応募参加者が協定して見積ったもの
- オ 金額の訂正をおこなってあるもの
- カ 記名、押印のないもの
- キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- ク その他この「募集要領」に規定する条項に違反したもの

12 ヒアリング調査

(1) 実施日

平成30年1月31日（水）（午後を予定。順番など詳細は連絡します）

(2) 実施方法

説明10分、質疑10分、サンプル品確認5分 計25分

説明の内容は、運営事業計画書中のシステム概要を中心にお願います。

（プロジェクターを使用する場合は準備いたしますのでご連絡ください。）

(3) ご準備いただくもの

- ・説明資料（提出書類以外にありましたらご準備下さい）
- ・衣類、タオル、おしりふき、日用品のサンプル

13 結果の通知

上記の審査結果に基づき合計点数をもって運営事業者を決定します。

決定後は、全社へ文書で結果を通知します。

14 契約の締結

運営事業者は、決定通知文の到着後、運営に関する詳細な事項の調整を行い、市有財産賃貸借契約及び入院時使用物品レンタル・提供システム運営事業の覚書を締結します。

15 運営事業者の決定の取り消し

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 運営事業者が応募資格を失った場合
- (3) 提出書類に記載した内容と相違していると病院が判断した場合
- (4) 運営事業者のシステム運営の履行が困難と病院が判断した場合

16 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、病院局会計規程（平成22年病院局管理規

程第15号)によります。

- (2) 審査・契約・貸付・運営準備等手続きに関する一切の費用については、応募事業者の負担とします。

17 問合せ先

松本市立病院 事務部 総務担当 上條智久

電話：0263-92-3027 (代表)

FAX：0263-92-3440